

6 医第 523 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 7 日

中核市保健所長 様

長野県健康福祉部医療政策課長

医療機関における木材利用の促進及び CLT の活用について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありました。

内容は、令和 3 年 10 月 1 日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 77 号）が施行されたことにより、民間建築物を含む建築物一般において木材利用を促進することとされたが、公共建築物において率先して木材の利用を図ることで、公共建築物以外の建築物への波及効果が期待されるため、引き続き、公共建築物に対する CLT（Cross Laminated Timber の略称、いわゆる直交集成板）や木質耐火部材等を含む木材の幅広く積極的な活用に向けた施策の推進を図るための木材の積極的な活用を促す旨のものです。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、施設の整備に当たり CLT 等の木材を積極的に活用していただくよう貴管下医療機関あて周知願います。

なお、別添写しのとおり、保健福祉事務所長及び関係団体の長あて通知しましたので申し添えます。

（問合せ先）

担 当：医療政策課 企画管理係 金井

電 話：026-235-7145（直通）

F A X：026-223-7106

E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp